

恵庭市公営住宅等長寿命化計画における今後の用途廃止について

1. 寿第二・第三団地、若草団地の用途廃止に向けた取り組みについて

昨年度、策定された恵庭市住生活基本計画と整合性を図りながら見直しを行いました「恵庭市公営住宅等長寿命化計画（計画期間：令和6～15年度）」に基づき、耐用年数が経過した寿第二団地、寿第三団地及び耐用年数が経過若しくは計画期間内で到来する若草団地を用途廃止として進めていきます。

これら団地について、下記表のとおり用途廃止予定年度を目途として、計画的に移転事業を進めていく必要があります。

<対象団地>

団地名・構造等	建設年度	計画供用期間	計画における解体 用途廃止予定年度	主な移転先
【寿第二団地】 簡易耐火構造平屋建て 10棟37戸	昭和41年 昭和42年	30年	令和9年度	○恵中央団地の新設借上 型市営住宅 ○他の既存市営住宅 ○既存借上型市営住宅
【寿第三団地】 簡易耐火構造平屋建て 6棟22戸	昭和49年 昭和50年	30年		
【若草団地】 簡易耐火構造2階建て 4棟28戸	昭和53年 昭和58年 昭和59年	45年	令和10年度	

2. 令和6年度の実施内容について

前述の老朽化による用途廃止を進める市営住宅団地について、計画に掲げる建替事業等の実施方針を踏まえた計画的な移転に向け、本年度に実施を進める内容とスケジュールについては以下のとおりです。

7月～8月

- ・各団地所在町内会長への用途廃止説明
- ・用途廃止入居者説明会
（寿第二団地・第三団地及び若草団地の各団地ごとで開催）

8月～

移転先個別意向調査

9月～

他団地等へのマッチング作業、移転募集、移転決定 等